## 平成28年6月橋本市議会定例会会議録(第2号)その6 平成28年6月20日(月)

(午後2時35分 再開)

**〇議長(中本正人君)**休憩前に引き続き、会 議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。 順番5、7番 髙本君。

〔7番(髙本勝次君)登壇〕

**〇7番(高本勝次君)** それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

まず、一つの項目ですが、橋本市地区集会 所の補助金交付と防災に備えた地区集会所に ついてお聞きします。

橋本市地区集会所の要綱には、地区集会所についてこのように書いております。地域における生活文化の向上や相互扶助機能の強化等、安全で快適な地域づくりの発展に資するためと定義付けています。橋本市地区集会所について、いくつかお聞きしたいと思います。

まず、質問1ですが、現在、橋本市内に管理運営補助金を交付している地区集会所はいくつありますか。

二つ目に、耐震工事のできている地区集会 所はいくつありますか。耐震工事のできてい ない地区集会所の耐震工事の計画はあります か。

質問の三つ目です。地区集会所は、地震・ 大雨等の災害時の避難場所、一時避難場所と して位置付けておりますか。

質問の四つ目ですが、世帯数の少ない地区 もあります。地区財政の実態に合った補助金 交付制度に見直しが今必要ではないでしょう か。

その四点でございます。

大きな項目二つ目ですが、コミュニティバスについてお聞きします。

コミュニティバスは、本年4月より敬老バス制度が廃止され、利用者数が減少しているところです。もともと敬老バス制度は、利用者数を増やすために実施されたものでございます。高齢者の社会参加・健康維持増進につながるコミュニティバスについて、お聞きしたいと思います。

まず、一つ目の質問ですが、本年4月より 敬老バス制度が廃止されてから、4月、5月 の利用者数を昨年度の月平均数に対してどれ だけ減少したか、まずそれを、この4月、5 月、昨年度と比べて、それぞれの4ルートご との対比を説明していただきたいと思います。

質問の二つ目ですが、利用者数が減少した理由として、現在どのように認識されているか、まずお聞きしたいと思います。また、それに対して、今後どのように対応されようとしているかも含めてお聞きします。

質問の三つ目ですが、これまで私の一般質問で、国道24号は路線バスとの競合でコミュニティバスを運行することができない、繰り返しこういう答弁をされてきましたが、私者との交渉に行ってまいりました。そこで、国土交通省との交渉に行ってまいりは運行してもよろしいないうことで、今、那賀バスは朝1本、夕1本と一日2本しか路線で走っておりません。そういうことで、コミニティバスがその国道24号を利用しても支障はないということでもということでで、コナ交通省もよろしいですということですっているとおりの認識でよろしいかどうか、お聞きしたいと思います。

質問の大きな3項目めですが、産業廃棄物

中間処理業についてお聞きします。

まず、産業廃棄物中間処理事業者は、守らなくてはならない法律があります。橋本市環境保全条例、大気汚染防止法、県条例、水質汚濁防止法などであります。安全で安心できる日常生活を送れる環境を守ることは、行政として当然の責任であります。

その質問の一つ目ですが、橋本市内に産業 廃棄物中間処理事業者は何社ありますか。

質問の二つ目ですが、現在、橋本市内の産業廃棄物中間処理事業者で、地域住民から環境問題などで苦情が出ている事業者があるでしょうか。ありましたら事業者名を言ってください。

質問の三つ目ですが、橋本市環境保全条例 第19条には、法の規定による意見照会があった場合、生活環境及び自然環境の保全上の見地から、第29条に規定する橋本市環境保全審議会の意見を聞かなければならない、とあります。この条例が施行されてから、この条文の言っている審議会が開かれたことがありますかという3点でございます。

以上、壇上での質問を終わります。どうぞ、ご回答お願いしたいと思います。

○議長(中本正人君) 7番 髙本君の質問項目1、地区集会所の補助金交付と防災に備えた地区集会所に対する答弁を求めます。

総務部長。

[総務部長(吉本孝久君)登壇]

○総務部長(吉本孝久君)橋本市地区集会所 の補助金交付と防災に備えた地区集会所につ いてお答えします。

まず、1点目の、集会所管理運営補助金を 交付している地区数ですが、平成27年度は76 地区に交付しています。

2点目の、耐震工事のできている地区集会 所がいくつあり、できていない集会所の耐震 工事の予定はあるかとのご質問については、 地区集会所は区・自治会で所有・管理しているため、耐震工事ができているかどうか、市としては把握しておりません。また、区・自治会所有の地区集会所の耐震工事をする場合は、所有者である区・自治会で行っていただくことになります。なお、区・自治会が集会所の耐震工事をする場合は、集会所改修補助金を受けることができます。

4点目の、新築改修補助金の見直しについてですが、新築改修補助金の実績は、平成24年度に1件、平成25年度に4件、平成27年度に1件となっております。

集会所の新築について、世帯数も少なく財源不足のため新築できない地区もあるとは存じますが、市としましても、財政状況が一層厳しさを増す中、補助金交付要綱を見直す予定はありませんので、ご理解をお願いします。 〇議長(中本正人君)危機管理監。

[危機管理監(坂本安弘君)登壇]

○危機管理監(坂本安弘君)地区集会所は避難場所や一時避難場所として位置付けられていますかとの質問についてお答えします。

まず、一時避難場所と拠点避難所の違いですが、一時避難場所は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、その危険から一時的に逃れる場所であり、区・自治会において独自に定めており、市では指定をしていません。

一方、拠点避難所は、災害により自宅が全 壊等に至り、住むところを失った被災者を一 定期間滞在させるための施設であり、橋本市 では拠点避難所として、小・中学校を中心に 35箇所を指定しています。拠点避難所は主に 市の公共施設を指定していますが、ほかに適 当な施設がないことから、古佐田区民会館と 谷奥集会所の2箇所については、拠点避難所 として指定しています。

また、多くの区・自治会では、集会所が一

時避難場所となっているところが多数あり、 災害が起これば地域の住民が集まり安否を確 認することができる場所であるとともに、共 助である地域防災活動の中心となる場所にな ると考えています。

〇議長(中本正人君) 7番 髙本君、再質問 ありますか。

7番 髙本君。

**○7番(高本勝次君)**それでは質問させていただきます。

まず、はじめの質問4の関係でお聞きした いと思います。地区集会所は地域住民が身近 に集まり、集える大切な場所であります。そ こでお聞きします。橋本市地区集会所建設及 び管理運営補助金交付要綱で、このように書 いてあります。新築の補助金では、かかった 建設費の3分の1の90%以内、ただし、限度 額は450万円であります。それでまた、改築・ 改修の場合は、建築費の3分の1の70%以内 と書かれております。ただし、限度額は50万 円というふうになっております。この補助金 制度では、財政の少ない地区では補助金を申 請することすら難しい状況でございます。ほ とんど多くの地区財政は、少ない財政のとこ ろがほとんどかと思います。地区財政の本当 に実態に合った補助金制度に見直ししていく 必要があるんではないかということを、まず はじめにお聞きしたいと思います。

〇議長(中本正人君)総務部長。

○総務部長(吉本孝久君) 先ほど答弁させて いただきましたとおり、世帯数も少なく、財 政状況も厳しく、新築できない地区もあると は存じますが、現在のところ、補助金交付要 綱を見直す予定はございません。

集会所の改修や新築には、当然、自己資金 が必要ですので、補修や将来の建て替えを見 据えて積み立てをしていただいている区・自 治会もあると聞いております。 〇議長(中本正人君) 7番 髙本君。

○7番(高本勝次君) 財政厳しい折で、難しいことは十分承知の上で、私、区長からの相談もありまして、きょうこれを質問させてもらったわけなんですけども、まず二つ目をそしたらお聞きしたいんですが、本市の近隣の自治体ではどうなっているかということで、私、調べてみました。

新築の場合、紀の川市では自治会の加入世帯数を基準にして50世帯未満では600万円、徐々に上がっていきまして、200世帯以上250世帯未満では1,200万円、最高300世帯以上で1,500万円という基準を設けられております。お隣の紀の川市でございます。それでまた増築の場合は、20㎡以下のものとして限定しておりますが、そこでも50万円以上300万円以下としています。

岩出市では、新築の場合、工事に要した経費の2分の1、600万円を限度としています。 また、増築の場合は工事に要した経費の3分の1以内、100万円を限度としています。

田辺市では、新築の場合、建築に要する費用の50%以内で600万円を限度として、予算の範囲内でという条件がありますが、改修する場合も50%以内で200万円を限度としています。これも予算、決められた範囲内で交付しているそうでございますが、紀の川市と比べても大きくかけ離れております。岩出市や田辺市とも差があります。

本市の補助金交付要綱にも書かれていますように、地区集会所は地区での果たす役割は非常に大きいと思います。やっぱり補助金の見直しというのは、今すごい財政厳しい折ではございますが、この先見直ししていくという検討、他市に比べても、近隣の都市に比べるとあまりにも差が大きいということで、検討する課題になるかと私は思います。財政の厳しい折ではございますが、ぜひとも検討課

題に入れていただきたいと思いますが、いかがですか。

〇議長(中本正人君)総務部長。

○総務部長(吉本孝久君)地区集会所につきましては、地域コミュニティから見ても非常に大切であるということは認識しております。この補助制度につきましては、市単独の補助制度でございます。国とか県の補助もございませんし、また、起債は使えません。純粋な市の一般財源であるために、市の財政負担はかなり大きくなりますので、従いまして、現在のところ、見直しを行うことは困難と考えております。

〇議長(中本正人君) 7番 髙本君。

○7番(高本勝次君) 財政の厳しい折ですから、ご答弁いただくのはそのとおりやと思いますが、何とか、極端に紀の川市と比べてあまりにも差が大きいんですが、すぐ近くに住民の人たちが集まれる場所というのは、やり公民館よりは集会所。だから、地区自分の財政の少ないところがほとんどだと思うんです。言うてみたら、当局のこの条件は、変に地区集会所は建て替えられないと、はっきり言うてそんな状況でございます。だから、多くの財政厳しい、少ないところの地区集会所についても、何とか建て替えてほしいという、この負担もありますが、将来的に見直しする必要があるかと思うんですが、いかがでしょうか。

〇議長(中本正人君)総務部長。

○総務部長(吉本孝久君)確かに地域コミュニティのかなめということで、一時避難所の場所ということも十分認識しております。ただ、先ほども答弁させてもらいましたけども、新築・改修につきましては自己資金が必要ですので、積み立てをしている区もあると聞いております。そういうことで、その辺、世帯数の少ない地区につきましては、かなり厳し

いと思いますが、現在のところ財政健全化計 画中でございますので、見直しの検討はする ことは困難です。

〇議長(中本正人君) 7番 髙本君。

○7番(高本勝次君) 財政の豊かというと問題ありますが、財政比較的裕福なところ、少ないところ、同じような条件で交付するというのはどうかと思うんです。だから、やっぱりそういう条件を踏まえて、世帯数の多いところ、少ないところもあります。そういうことも紀の川市のように考えていかなあかんの違うかなと。世帯数を含めて、そういったことも課題になるんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

〇議長(中本正人君)総務部長。

〇総務部長(吉本孝久君) 紀の川市の財政状況なんですけども、一般的な貯金である財政調整基金というのがあるんですが、紀の川市は50億円余り持っております。橋本市は、財政調整基金は10億円余りしか今のところございませんので、そういう状況を踏まえ、財政調整基金の残高も回復し、財政が健全になるというのであれば、とりあえず検討の余地は考えられますが、今のところ、そういう厳しい財政状況のため、見直しは難しいと考えております。

〇議長(中本正人君) 7番 髙本君。

**〇7番**(高本勝次君)5年、6年と赤字財政 を解消していくという取り組み、ありますの で、その後、検討課題に入れていただけるよ うにお願いいたしまして、この質問は終わり ます。

O議長(中本正人君)次に、質問項目2、コミュニティバスに対する答弁を求めます。 総務部長。

[総務部長(吉本孝久君)登壇]

○総務部長(吉本孝久君) 1点目の、本年4 月から敬老バス制度の廃止等に伴う昨年度同 月の利用者数のルート別の実績ですが、東ルートは、昨年4月の利用者数941人から本年4月は508人で433人の減少、昨年5月の858人が本年5月には503人で355人の減少となっています。同様に、中ルートの4月は2,317人から1,385人で932人の減少、5月は2,279人から1,330人で949人の減少となりました。西ルートの4月は842人から575人で267人の減少、5月は790人から564人で226人の減少となりました。北ルートの4月は1,255人から446人で809人の減少、5月は1,113人から403人で710人の減少となりました。全体として4月は5,355人から2,914人で2,441人の減少、5月は5,040人から2,800人で2,240人の減少となりました。

次に、利用者が減少した理由と今後の対応についてですが、利用者数は敬老バス制度の廃止直後の実績であるため、今しばらく状況を見る必要はありますが、全体として約45%の減少となっています。利用者の傾向としては、無料利用から半額減免となった障がい者手帳等をお持ちの方の利用は、減少率が10%未満となっていますが、無料利用から1乗車200円となった高齢者の利用が大幅に減少していると考えます。

ルート別では、北ルートが両月とも60%を超える大幅な減少となっており、他のルートと状況は異なっています。理由としては、敬老バス制度廃止により利用を控えていることと、市内の他地域に比べ比較的公共交通機関が整っているため、敬老バス制度の廃止を機に路線バス利用に移行したものと考えられます。例えば、紀見ヶ丘から林間田園都市駅付近までの区間において、3月末までの運賃は、路線バスが170円、コミュニティバスが無料であったものが、4月からコミュニティバスの運賃が200円となったことにより、運行本数・運賃の両面でまさる路線バスに移行したもの

と考えられます。

対応については、今後の路線バス及びコミュニティバス利用状況調査等により実態を把握し、今後の運行ルートの見直しに反映できればと考えています。

最後に、国道24号を運行する路線バスとの 競合問題について、路線バスの運行時間を除 けばコミュニティバスの運行は可能かとのお ただしについてですが、コミュニティバス の留意すべき事項に あるように、運行時間の整合性を図ることに より国道24号を運行することは可能と考えま すが、実際に路線バスが運行していない時間 帯をコミュニティバスが運行するように調整 を図った場合、運行便により運行ルートが異 なることになり、利用者に大きな混乱を招く こととなるため、適用をしていないところで す。

〇議長(中本正人君) 7番 髙本君、再質問 ありますか。

7番 髙本君。

○7番(高本勝次君) 今、ご答弁いただいた わけですが、私、理解する意味で、もう一度 ご答弁を含めてお聞きしたいわけなんですが、 まず一つ目は、コミュニティバスの導入に関 するガイドライン、政府で決めているわけで すが、コミュニティバスの定義について、こ ういうふうに書いています。交通空白地域、 不便地域の解消等を図るため、市町村等が主 体的に計画し、運行するものと言っています。 また、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化 の促進に関する法律というものもございます。

そもそもコミュニティバス導入の目的は、ここにあるのではないかと思います。4月からの利用者の減少は、コミュニティバス導入の目的からいって、正直なところ、どういったほうに今受けとめておられるのか、かなりの減少と、北ルートは50%を超えている。も

うむちゃくちゃ減少しているわけなんですよね。聞きましたら、運賃収入は増えているということで、無料が200円になったわけですけども、もっと具体的に利用者の減少、それについて、本来コミュニティバスを始めた目的から考えていかがなものかと思うんですが、どうでしょうか。

- 〇議長(中本正人君)総務部長。
- ○総務部長(吉本孝久君) コミュニティバス は市民の方皆が利用できるものではございま せん。当然、利用者の方には、一定の利用者 負担をしていただく必要があると考えており ます。また、国からコミュニティバス運行補 助金が減額される中で、コミュニティバスが 持続可能なものとするために一定のご負担を お願いしておるものでございますので、これ につきましては、一定の負担をしていただい た本来の姿というふうに考えております。
- 〇議長(中本正人君) 7番 髙本君。
- ○7番(高本勝次君) 2点目にちょっとお聞きします。そしたら、コミュニティバス利用者の約6割が75歳以上の高齢者や障がい者であります。コミュニティバスに乗って出かけるということは、社会的にも健康的にも、要支援の対象者にならない元気な高齢者でいられる源であると私は思います。外出が少なくなっているということでございます。実際にこういうことは、元気な高齢者をつくっていくということと逆の現象をつくり出していることになるんではないでしょうか。

当局は、こういった現状を見ながら、どのような減少が今後起こると見ておられるか、ぜひともこのことをお聞きしたいと思います。市民の皆さんがコミュニティバスを利用しなくなっても、何とかいけているというふうに見ておられるんだったら、ちょっとどうかなと思います。コミュニティバスの利用者を増やす手だてがどうしても要るんではないかな

と思いますが、現状の減少からを含めてどう お考えでしょうか。

- 〇議長(中本正人君)総務部長。
- ○総務部長(吉本孝久君)長くコミュニティバスの運行を続けていくためにも、運行経費である支出に対する運賃収入の率であります収支率、これが8%程度、これを改善しなければなりません。収支率が悪化してコミュニティバスが運行できなくなるようなことを避けるためにも、一定のご負担をお願いしているものでございます。

それから、利用者増加の方策ということでございますけども、これから策定いたします地域公共交通網形成計画におきまして、地域全体の公共交通をネットワークとして総合的にとらえ、鉄道、バス、タクシーなどを一体として検討し、各地域で活用できる公共交通機関全体の連携を深めたり、効率性を高めるための方針や目標について、この交通網形成計画の中に盛り込んでいくような形で今後進めたいと考えております。

- 〇議長(中本正人君) 7番 髙本君。
- ○7番(高本勝次君) 三つ目にお聞きしたいんですが、先ほど言いましたように、利用者の約6割が75歳以上の高齢者などでございます。その利用者が3割から4割も減少しておるような状況では、大きく言って市内の経済効果に少なからぬ影響、マイナスが出るんじゃないかと思いますが、経済効果的に考えてもどうなんでしょうか。ちょっとお答え願いたいと思います。
- 〇議長(中本正人君)総務部長。
- ○総務部長(吉本孝久君) 先ほどお答えさせ てもらったとおり、コミュニティバスが持続 可能なものとなるために、やはり一定の負担 で利用していただいておりますので、これに つきましては利用者増の方策も考えながら、 今後進めてまいりたいと考えております。

〇議長(中本正人君) 7番 髙本君。

○7番(髙本勝次君) 先ほど答弁していただ きましたように、交通網形成計画、今策定中 でございますが、今年度中に作成する予定で ございますが、それと今後の、将来的にコミ ュニティバスのあり方を含めて、高齢者に対 してどのようにコミュニティバスをこれから 利用者を増やしていくかということを含めて、 どのようにすれば高齢者、これからますます 高齢化が進む中で、高齢者の足を守る、コミ ュニティバスの利用者をこれから増やさなく てはいけないわけで、このまま行っていいと 思っておられるんじゃないとは思うんですが、 コミュニティバスの利用者を増やしていく、 増やさなくてもいいと思ってることはないと 思うんですが、増やしていくことが大事やと 思うんですが、そういう意味では、交通網形 成計画をつくりながらコミュニティバスの利 用者を増やしていく、そういう手だてが必要 だと思うんですが、どのようなお考えで今言 いました交通網形成計画、それと利用者を増 やしていくための手だてが考えられるんでし ょうかね。この交通網計画の中で生かされて いくとは思うんですけども、どのように今後、 今大幅に減少している利用者を回復させる手 だてがあるんでしょうか。お聞きしたいと思 います。

〇議長(中本正人君)総務部長。

○総務部長(吉本孝久君) これから策定します公共交通網形成計画、これによりまして、一体的にバス、それから鉄道、タクシー、デマンド、それも取り入れた中で、総合的に考えていくという形で、例えば、利用者を増やすために、市内の観光地のほうをめぐるコミュニティバスの路線とか、そういうふうな形で、魅力のあるコミュニティバスになるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

〇議長(中本正人君) 7番 髙本君。

**○7番(高本勝次君)**今の答弁は抽象的でわかりにくい。こうやってこうやって利用者を増やしていくという手だてが、これだけ減少した中では考えていかなくてはいけない。それが交通網計画の中でできるんかどうかというのが、もうちょっと詳しくお聞きしたいと思います。

〇議長(中本正人君)総務部長。

○総務部長(吉本孝久君)公共交通網形成計画につきましては、今のところ、契約とかいうのはまだしておりません。この6月補正予算のほうで計上させてもらってあるんですけども、それがお認めいただけましたら、早速そういうふうな形で進めていきたいと、そういう利用者を増やしていくような形の計画にできるだけ近づけていきたいと、こういうふうに考えております。

具体的な話につきましては、公共交通網形成計画の内容は、実際のところ、まだはっきりとは、具体的な内容についてはまだ把握しておりません。路線バスとか鉄道事業者、それからデマンド、こういうのを組み合わせながら、うまく空白地域を埋めていくという形で進めていけたらなというふうに考えております。

〇議長(中本正人君) 7番 髙本君。

○7番(高本勝次君) すいません、ちょっと 繰り返し質問するような形で申しわけないん ですが、正直言って、これだけ大幅に減少し たことについて、その理由についてどこまで どのように認識されているんか、どうなって こうなったのかということを率直にお聞かせ 願いたい。また、その現象になった理由を今 後どのようにお調べになるのか、お聞かせ願 いたいと思います。

〇議長(中本正人君)総務部長。

○総務部長(吉本孝久君)まず、減少した理

由なんですけども、当然、敬老バス乗車券を 廃止したことによりまして、高齢者の方の出 控え、それから、先ほど答弁にも申しました けども、紀見ヶ丘から林間田園都市駅までの 路線バス、これは料金が170円です。ところが コミュニティバスは200円なので、当然そこの 区間につきましては、路線バスのほうに乗り かえている方が多いのではないかと、そうい う調査を、これから交通網形成計画の中で調 査項目としてあります。

既に28年の3月に、路線バス紀見ヶ丘から 林間駅前までの路線バスの乗降客数というの を調査しております。今回、6月から7月に かけまして、その路線バスの乗客が3月より も増えておれば、当然、路線バスの方に移行 したんであろうというふうに推測されるわけ なんですけども、それによりまして、コミュ ニティバスが果たしてどこを走ればいいかと いうふうな対応も考えていきたいと考えてお ります。

- 〇議長(中本正人君) 7番 髙本君。
- **〇7番(高本勝次君)** すいません、時間もあれですので、コミュニティバスについての質問はこれで終わりたいと思います。
- ○議長(中本正人君)次に、質問項目3、産業廃棄物中間処理業に対する答弁を求めます。市民生活部長。

[市民生活部長(田中忠男君)登壇]

〇市民生活部長(田中忠男君)産業廃棄物中間処理業についてお答えします。

まず、橋本市内の産業廃棄物中間処理業者の数についてですが、産業廃棄物処理施設設置に係る許可権者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条により、施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事であることが規定されていますので、橋本保健所に確認したところ、平成28年4月1日現在で合計10社10施設あるとのことです。

次に、産業廃棄物中間処理施設の操業による、地域住民からの環境問題に関する苦情についてですが、以前から、神野々区内にある1事業所の操業によると思われる粉じんや騒音等に対する相談を住民から受けており、橋本保健所と連携し、住環境の保全に取り組んでいるところです。

最後に、橋本市環境保全条例第19条の規定 による産業廃棄物処理施設の設置に関する環 境保全審議会の開催につきましては、廃棄物 の処理及び清掃に関する法律施行令第7条に 規定されている産業廃棄物処理施設の設置に 関し、和歌山県知事から意見照会があった場 合に限られます。

したがいまして、市内において現在までに設置された産業廃棄物中間処理施設は、いずれも同条に規定される基準に満たない施設ですので、これらの施設に関する環境保全審議会を開催したことはこれまでにございません。 〇議長(中本正人君)7番 髙本君、再質問ありますか。

7番 髙本君。

**○7番(髙本勝次君)** 再質問させていただきます。

先ほど答弁ありましたように、私は橋本市神野々に住んでおります。答弁ありましたように、神野々にある中間処理場でございます。私の住む地域に産業廃棄物中間処理場がありますが、5年前から操業しています。企業と地域住民が、安全で安心できる共存できる関係をつくることは当然だと、当たり前のことだと思うんですが、その認識でよろしいでしょうか。

- 〇議長(中本正人君)市民生活部長。
- **〇市民生活部長(田中忠男君)**はい。議員言われているとおりだと感じております。
- 〇議長(中本正人君) 7番 髙本君。
- **〇7番(髙本勝次君)**次にお聞きします。事

業所が操業中に出す騒音や振動がまずもって 気になります。地域住民から苦情があったと きは現場へ行かれると思いますが、当局で騒 音と振動の測定器を持って行かれているので すか。まず一つお聞きしたい。それと、調査 は事業所に通告しないで行かれているのかど うかをお聞きしたいと思います。三つ目に、 匿名で通報があった場合は、どのように地域 住民に、その調査に行ったときの結果を報告 されているか、お聞きしたいと思います。

〇議長(中本正人君)市民生活部長。

○市民生活部長(田中忠男君)まず、騒音・振動等の測定ということでございますけども、これについては、市においても実施しております。また、せんだってより県においても、この騒音・振動の調査ということで現地測定を行っております。

また、事前に業者のほうへの通告ということでございますけども、市のほうにおいてはそういうことはしておりませんが、県において実施した測定については、細かいところまでは聞いてはおりません。

また、匿名の方からの苦情の電話についてなんですけども、これについては随時保健所のほうへ連絡を入れ、また、保健所と市と連携しながら、事業所のほうへの対応は今までも行ってきております。匿名ということでございますので、返答等まではしておりません。以上です。

〇議長(中本正人君) 7番 髙本君。

○7番(高本勝次君) ちょっと答弁わかりに くかったところがあるんですが、騒音の測定 器と振動の測定器は持っていって出かけてる んですか。もう一度お聞きします。

地域住民に匿名であった場合は、通報した 方に報告をすることはできないと思うんです が、そしたら、地域、そこの地区の区、そこ のところへ行って、こういう匿名の通報があ ったんで、こういう状況でしたと報告するの は当然かと思うんですが、いかがですか。

〇議長(中本正人君)市民生活部長。

**○市民生活部長(田中忠男君)**まず、測定ということで、騒音と振動なんですけども、これについては、機械についてはまた別物と考えております。

また、匿名の方からの通報といいますか、 苦情の申立て、これについては、返答する手 だてというものがございません。今回、地元 区の方々において、区長なり区役員の方々の 改選というものがございまして、また地元区 の中へ環境委員会というものを設置していた だいたと聞いております。今後は、区を挙げ てこの問題に対して取り組んでいただける。 また、市としても区の方が困っておられる、 この現状というのは十分把握しておりますの で、今後も県に対して強く要望を出していき たいと考えております。

〇議長(中本正人君) 7番 髙本君。

○7番(高本勝次君) ちょっと事実確認がわ からないんですけども、あまりにも振動がひ どいので、市に匿名で通報したらしいんです。 橋本市には振動測定器はありませんと電話で は応対されたらしいんですけども、振動測定 器はあるんですか。

〇議長(中本正人君)市民生活部長。

**〇市民生活部長(田中忠男君)**すみません。 振動測定器については確認させていただきます。騒音測定器、これについては市のほうに ございますので、前回しております。振動測 定機については確認させていただきます。

〇議長(中本正人君) 7番 髙本君。

○7番(高本勝次君) お聞きします。振動と 騒音は市の管轄で、責任ある部署でございま す。県ではございません。環境の汚染の問題 じゃなくて、振動と騒音は市の責任で調査し ないけません。 万が一、これ、振動の測定器がないのに、なんか振動してないな、なんて言って体感で感じるようなことを報告してるんやったら、とんでもないと私は思うんです。それ、今ちょっと調べると言いましたが、早急にこの議場でお答えしていただきたいと思います。もしないとしたら、大問題だと思います。

そしたら、続けてお聞きします。私の住むこの地域にある、先ほど言いました産業廃棄物中間処理事業所、名前は申し上げませんが、地域住民から環境問題で苦情があって、県の保健所と市当局との対応で、解決へ努力されていることは十分私は承知しております。努力されていることは、大変苦労されていることはわかっております。

騒音と振動以外の環境問題は、和歌山県の 監督責任というふうにおっしゃっているとこ ろ、私は県にも行きました。当然そういうふ うに、法的にはそうなっているようにおっし ゃっています。

私は、現地住民の人たちの、いく人かの声を聞いてまいりました。監督責任ということ云々は横に置いておいて、これ、聞いておいてくださいね。監督責任ということをおっしゃるんだったら、それを横に置いておいて、市民が困っている。困っているから市役所に電話するんですけども、市民が困っている。当然、そのことについて県が対応するにしても、県がこのように対応しているというふうに、当然同じような認識におらなくてはならないと私は思っています。市民が困っているわけですから。

私は、ある方に、現地の住民の方に聞きました。こんな人がおりました。その方の2階の寝室の部屋なんですが、網戸があります。網戸に粉じんが付着している。今でも。それが1週間もたつと床まで黒くなっていると。それで、私、今朝その住民の方からいただき

ました。モップでふかれたんでしょうね。これ、見てください。こんな具合です。家のほこりじゃないんですよ。これ、粉じんです。 粉じんで、これだけ1週間で汚れるんです。 毎週毎週こんな掃除をされてるんです。家の中ですよ。家の2階の寝室の床です。本当に。

先ほど言いましたように、責任の管轄、県と言われるにしても、市民がこれだけ実際のところ、粉じんが家の中まで入ってきているということなんです。それが何軒も何軒もということやなくて、私、数軒を調べてみまはたらそんな被害はたいようなことを言うてよんな被害はないようなことを言うては違ってくると思うんが飛んで、だかららきとか場所によっては違ってくると思うが飛んで、だかららましたが飛んでるわと、私、県にも行ど、飛んでないわと。目で見て見えない粉じんが飛んでないわと。目視して、ああ、きょうは粉じんが飛んでないなと、そんなふうな簡単な検査はだめだと思います。

ほんで、1万円ほど出せば、粉じん吸着マットというのは売っています。それは調査の仕方もあるでしょうけど、県の仕事としては、それは別にしてね。だから本気で、やっぱり市民が困っていることについて、耳を傾ける。市当局についても。そういう意味が今すごく大事ではないかと私は思います。

中には、こんなこと言いました。朝8時からの操業になってるんですが、夏場に入ってくると、7時半から動いているらしいです。振動と騒音。やかましいと言ってました。通報したときは、1週間はおさまるらしい。ほとばり冷めたら、また7時半からやるときもあるとおっしゃってます。企業の姿勢を疑うんですが、やっぱりきちっと約束事は守ることが大事やと思います。今後そういうことがあったら対応していただきたいと思うんですが、私、今申し上げた粉じんのことも含めて、

音のことも含めて、こんな状況ですので、こ ういったことを踏まえて、市としてはどうい った対応ができるかということをお聞きした いと思います。

- 〇議長(中本正人君)市民生活部長。
- **〇市民生活部長(田中忠男君)**まず、先ほど の騒音と振動計の、市が所有しているのかど うかということについてなんですけども、市 のほうで所有しております。

それと、先ほど、騒音・振動については権 限移譲されて、県から市へ権限移譲されて、 市の管轄ではないかというご質問もございま したけども、今回、一番問題になっておるの が騒音と振動、そして粉じん、今、議員言わ れたことなんですけども、これらについては 当然、騒音・振動については市でございます けども、ただ、出ている施設というのが、県 から許可された施設から出ているものでござ います。県が許可した施設から出ている騒 音・振動については、許可権者である県にお いて対応してほしいということで、たびたび 市からも申し入れしております。これに応じ て、市のほうでもせんだってより調査してい ただきました。その結果、騒音・振動とも規 定値内、65dBの規定値内であったということ でございます。

また、市民の皆さまの声に耳を傾けるということで、議員のほうからご意見いただいたんですけども、市としては、区民の方が困っておられる、市民の方が困っておられる、当然これは動くべき案件でございます。今までも保健所へ何度も足を運び、私も実際、保健所長、また担当部長とも話をしております。何度も足を運び、また、保健所の担当とも事業所のほうへ指導に一緒に伺っております。

それらを踏まえて、今回、今後も市として も県に対して、また事業所に対しても、さら に協議をお願いしていきたい。やはり、地元 の区と事業者と、これは協議の場をまず持っていただいて、お互い話し合いの場を持っていただくということが、まず第一かなと考えております。今、県のほうも努力していただいて、そういう方向で動いているということで聞いておりますので、もうしばらく時間をいただければと思います。

- 〇議長(中本正人君) 7番 髙本君。
- ○7番(高本勝次君) 一つお聞きします。 5 月6日付で、市長名で、こういった市民から の強い苦情があるもので意見書を出されて、 その内容は、付近住民から粉じん等に関する 苦情が頻繁に寄せられていることや、県外か らの産業廃棄物の全面停止を求めることとまで、 権限からいったら、かなり市からそういうことを言うのは、県の管理の範囲ですから、ここまで踏み込んで言っていただくことは、すごく私としてはよく言っていただいたなと思います。特段のご配慮をお願いしますとまで書かれております。市長名で。その意見書、 5月6日付で出されてたんですが、どんな返事が返ってきたのか、お聞きしたいと思います。

## 〇議長(中本正人君)市長。

〔市長(平木哲朗君)登壇〕

**〇市長(平木哲朗君)**髙本議員の質問にお答 えをします。

意見書を出させていただきました。それを 知事まで上げていただいております。知事の ほうから、私が納得するような説明をしてこ いということで、先日来ていただきました。

その内容は、はかったけど問題がないというようなお話の報告書でありましたので、それは納得できんということで、再度県のほうへお返しをしています。その中で、うちは実際に粉じんの被害が出てるやないかというお話も厳しくさせていただきまして、今後、もう一度、基準内でもどうするんかという対応

策を持ってきなさいということに、本庁の環 境生活部の廃棄物対策課のほうに言ってます。

その中で、これから一緒になって、この粉 じんについても騒音についても、私どもも日 本工業所でずいぶん痛い目にあってますので、 今後こういうこと、また、身体的な被害が出 る前に、うちとしては何とか対応してもらわ ないと、うちは住民側に回りますよというふ うなお答えをさせていただいてます。

この件については、県がどんな対応をして こようと、引き下がるつもりはありません。 私も相当きついことを県の職員に言いました。 そういう中で、地元の皆さんと市も協力しな がら、あくまで産業廃棄物の処理施設ですの で、県が主導的な立場に立ちながら、橋本市 が納得でけへんだら私らは認めませんよとい う話をしています。

今後、神野々区のほうでも環境委員会ですか、できておりますので、しっかりと連携をして、この問題に取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、またこれから、県からどういう回答が戻ってくるかまだわかりませんけども、強く申し入れておりますし、知事には橋本市長は納得していませんよということを伝えておいてくれという話もさせていただいておりますので、今後、県と市も一緒になって、また神野々区とも一緒になって、取り組んでまいりますので、現状は今そこまでです。

これから、中本県議にも環境生活部のほうにも行ってもらえるようにお願いしてますし、これから県議ともしっかりと連携をしながら、この問題解決に向けて取り組んでまいりますので、現状、今まで市も、今までは区を挙げてやっていただけてなかったので、なかなか難しい側面があったんですけども、神野々区全体で取り組んでいただけるということになりましたので、市としてもしっかり神野々区

の応援をしていきたいと思っておりますので、 ご理解のほどよろしくお願いします。

- 〇議長(中本正人君) 7番 髙本君。
- ○7番(高本勝次君)市長、ぜひともよろしくお願いいたします。今のご答弁聞いて、本当に市民が困っているわけですから、そういう姿勢でやっていただいたら、すごく助かるんですけどね。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、過去の問題ではございますが、 過去に菖蒲谷で中間処理場、日本工業所の大きな問題があって、30億円とも聞いたわけですが、その土の入れ替えまでやった大きな事件というか、そういうことがあったわけなんです。以前ね。こんな事態、これ、私聞いたところ、これも、大丈夫、大丈夫、基準以内ですから大丈夫、大丈夫と県のほうは言ってたらしいんですね。あげくの果てに何十億円もお金使ってね。何という県民の血税を使って、後対策をしてしまったという。そういうことは二度と繰り返されないように、今後はやっぱりやっていかなくてはならないとすごく思います。

それで、最後に、地域住民が安全で安心できる、また共存できる環境をつくるために、 今、市長答弁にもありましたように、市当局も努力されていることは十分わかります。今後とも引き続いて住民の要望を聞きながら、 必ず解決への努力を、協力をお願いしたいと 思います。

それで、最後に一つお聞きしたいんですが、ここの事業所は、5年間の許可申請の期限が来月7月27日に切れます。そういう意味で、時間がないと言えば時間がない。もう5年間許可されたら、もう手出しができないと言ったらオーバーですけども、本当に大変なことになってしまうということで、住民の方が納得できる回答を早く出さなくては、もう日に

ちがありません。その点、いかがでございましょうか。

## 〇議長(中本正人君)市長。

[市長(平木哲朗君)登壇]

**〇市長(平木哲朗君)**髙本議員の質問にお答えをします。

その件につきましても、県にはしっかりと伝えています。これから恐らく保健所と企業、そして企業と神野々区のほうで近々話し合いがあると思います。保健所から、一度話をするような方向でやってみますということで言われております。私も十分7月27日という期日もわかっておりますので、今後とも県とも話し合いをしながら、早急に一定の結論を出すようにしていきたいと思います。

ただ、廃掃法上、そのまま書類が出てきますと、残念ながら許可を出さないというわけにはいかないように法律がなっておりますので、何とか地域との合意をしっかり結んだ上でやってほしいと。で、私どもの環境計画の中で、産業廃棄物については、地元との合意がない限り市としては認めませんよという環境計画があるんですけども、これも県にも示しておりますし、法律的な問題もあるので、なかなか難しい側面もあるんですけども、と

にかく、この粉じんであったり、騒音であったり、振動であったり、この計画についてはしっかりと県とも協議し、いい方向に行くように努力をしてまいりたいと思います。をしておりますのとことになっては、全面入れずうというのはないと思います。残り、本きるとかいうのはないと思います。でありますにしておりでありますのでよりでありますのでようにようにないます。であり組んでまいりますので、よろしくお願いをします。

〇議長(中本正人君) 7番 髙本君。

○7番(高本勝次君)余談でありますが、7 月27日は私の誕生日でございます。この日を いい結果、報告を聞けるように待っておりま すので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長(中本正人君) 7番 髙本君の一般質 問は終わりました。

この際、3時45分まで休憩いたします。 (午後3時33分 休憩)